

大阪市汚泥処理施設整備運営事業 基本協定書（案） 変更対照表

番号	頁・項	変更前	変更後
1	P1 第2条	<p><u>(6) 「設計・建設期間」とは、事業契約が締結されるまでは入札説明書等に記載された本事業の設計・建設期間をいい、事業契約が締結された後は事業契約で定められた本事業の設計・建設期間をいう。</u></p> <p><u>(7) 「建設期間中維持管理・運営期間」とは、事業契約で定められた本事業の建設期間中維持管理・運営期間をいう。</u></p> <p><u>(8) 「維持管理・運営期間」とは、事業契約が締結されるまでは入札説明書等に記載された本事業の維持管理・運営期間をいい、事業契約が締結された後は事業契約で定められた本事業の維持管理・運営期間をいう。</u></p> <p><u>(9) 「代表企業」とは、構成員のうち、乙の代表企業である●をいう。</u></p> <p><u>(10) 「提示条件」とは、本事業を実施する事業者の選定手続において、入札までに甲が公表し、又は甲から入札者が提示を受けた書面に記載の条件をいう。但し、参考資料であるものは除く。</u></p> <p><u>(11) 「入札説明書等」とは、令和4年4月●日付大阪市汚泥処理施設整備運営事業入札説明書及びその添付資料、要求水準書及びその別紙、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、事業契約書（案）並びにその他入札公告時に示した資料（その後入札までに公表されたそれらの修正を含む。）をいう。</u></p>	<p>(削除)</p> <p><u>(6) 「代表企業」とは、構成員のうち、乙の代表企業である●をいう。</u></p> <p><u>(7) 「提示条件」とは、本事業を実施する事業者の選定手続において、入札までに甲が公表し、又は甲から入札者が提示を受けた書面に記載の条件をいう。但し、参考資料であるものは除く。</u></p> <p><u>(8) 「入札説明書等」とは、令和4年4月●日付大阪市汚泥処理施設整備運営事業入札説明書及びその添付資料、要求水準書及びその別紙、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、事業契約書（案）並びにその他入札公告時に示した資料（その後入札までに公表されたそれらの修正を含む。）をいう。</u></p> <p><u>(9) 「本件提案」とは、乙が令和4年●月●日付で提出した本事業の実施に係る提案書類一式、及び当該提案書類の説明又は補足として乙が本協定締結日までに甲に提出したその他一切の書類に記載の内容をいう。</u></p> <p>(削除)</p>

		<p><u>(12) 「本件提案」とは、乙が令和4年●月●日付で提出した本事業の実施に係る提案書類一式、及び当該提案書類の説明又は補足として乙が本協定締結日までに甲に提出したその他一切の書類に記載の内容をいう。</u></p> <p><u>(13) 「経営不振の状態」とは、破産手続開始の申立てがされたとき、特別清算開始の申立てがされたとき、会社更生手続開始の申立てがされたとき、民事再生手続開始の申立てがなされたとき（ただし、民事再生手続開始の決定又は会社更生手続開始の決定を受けた場合を除く）及び手形又は小切手が不渡りになったとき並びにこれらに準じた状態をいう。</u></p>	
2	P2 第3条 3	本協定の履行に関して甲から <u>乙又は乙の株主</u> に対してなす通知、催告、請求、指示、質問、回答、承諾、文書の交付その他の連絡は、代表企業に対して行えば足りるものとし、それをもって他の当事者に対しても到達したものとみなす。	本協定の履行に関して甲から <u>乙</u> に対してなす通知、催告、請求、指示、質問、回答、承諾、文書の交付その他の連絡は、代表企業に対して行えば足りるものとし、それをもって他の当事者に対しても到達したものとみなす。
3	P2 第4条 2	事業者は、設立後速やかに、別紙3の様式の確認書を甲に提出するとともに、選任された取締役、監査役及び会計監査人並びに選定された代表取締役を甲に通知する。取締役、監査役若しくは会計監査人又は代表取締役の変更がなされた場合も同様とする。	<u>乙は、前項に基づく事業者</u> 設立後速やかに、別紙3の様式の確認書を <u>事業者から</u> 甲に提出 <u>させる</u> とともに、選任された取締役、監査役及び会計監査人並びに選定された代表取締役を甲に通知 <u>させる</u> 。取締役、監査役若しくは会計監査人又は代表取締役の変更がなされた場合も同様とする。
4	P5 第11条	前条の規定にかかわらず、本事業の入札手続に関し、第6条第5項の本文又は各号のいずれかの事由が生じたことにより、甲と事業者が事業契約の締結に至らなかった場合、又は乙の責めに帰すべき事由により甲と事業者が事業契約の締結に至らなかった場合には、乙は連帯して、本事業に係る落札金額の100分の20に相当する金額を、甲への違約金として甲の指定する期間内に支払う。	前条の規定にかかわらず、本事業の入札手続に関し、第6条第5項の本文又は各号のいずれかの事由が生じたことにより、甲と事業者が事業契約の締結に至らなかった場合、又は乙の責めに帰すべき事由により甲と事業者が事業契約の締結に至らなかった場合には、乙は連帯して、本事業に係る落札金額の100分の20に相当する金額を、甲への違約金として甲の指定する期間内に支払う。

			<p><u>ただし、本事業以外の事由で第 6 条第 5 項第 3 号の事由が生じたこと、又は、本事業以外の事由で大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けたことにより入札説明書等に定める入札参加資格を欠くに至ったことを原因とする場合については、違約金の額は本事業に係る落札金額の 100 分の 3 に相当する金額とする。</u></p>
5	P5 第 11 条 2	<p>事業契約締結後において、本事業の入札手続に関し、第 6 条第 5 項の本文又は各号のいずれかの事由が生じていたことが判明した場合、甲が事業契約を解除するか否か及び事業契約の規定に基づき甲が事業者から違約金の支払を受けているか否かにかかわらず、乙は連帯して、本事業に係る落札金額の 100 分の 20 に相当する金額を、甲への違約金として甲の指定する期間内に支払う。</p>	<p>事業契約締結後において、本事業の入札手続に関し、第 6 条第 5 項の本文又は各号のいずれかの事由が生じていたことが判明した場合、甲が事業契約を解除するか否か及び事業契約の規定に基づき甲が事業者から違約金の支払を受けているか否かにかかわらず、乙は連帯して、本事業に係る落札金額の 100 分の 20 に相当する金額を、甲への違約金として甲の指定する期間内に支払う。<u>ただし、本事業以外の事由で第 6 条第 5 項第 3 号の事由が生じていたことが判明した場合は、違約金の額は本事業に係る落札金額の 100 分の 3 に相当する金額とする。なお、事業契約に基づき事業者が違約金を支払った場合には、その支払額を控除するものとする。</u></p>